

重点分野の設定について

平成 29 年 4 月 27 日  
中央環境審議会総合政策部会事務局  
(環境省総合環境政策局環境計画課)

これまでの経緯 ～各環境基本計画における重点分野の設定等について～

(1) 第二次環境基本計画 (平成 12 年(2000 年))

以下の分野について 11 の「戦略的プログラム」を設定。

(環境問題の各分野に関するもの (全 6 分野))

- 地球温暖化対策の推進
- 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組
- 環境への負荷の少ない交通に向けた取組
- 環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組
- 化学物質対策の推進
- 生物多様性の保全のための取組

(政策手段に係るもの (全 3 分野))

- 環境教育・環境学習の推進
- 社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組
- 環境投資の推進

(あらゆる段階における取組に係るもの(全 2 分野))

- 地域づくりにおける取組の推進
- 国際的寄与・参加の推進

(2) 第三次環境基本計画 (平成 18 年(2006 年))

以下の分野について「重点分野政策プログラム」を設定。

(事象面で分けたもの (全 6 分野))

- 地球温暖化問題に対する取組
- 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
- 都市における良好な大気環境の確保に向けた取組
- 環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
- 生物多様性保全のための取組

(事象横断的なもの (全 4 分野))

- 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
- 環境保全の人づくり・地域づくりの推進
- 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備
- 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進

(3) 第四次環境基本計画 (平成 24 年(2012 年))

以下の分野について「重点分野」を設定。

(事象横断的な重点分野(全 3 分野))

経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

(事象面で分けた重点分野 (全 6 分野))

地球温暖化に関する取組

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

水環境保全に関する取組

大気環境保全に関する取組

包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

(参考)

「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築」(意見具申)(平成 26 年 7 月中央環境審議会)における「基本戦略」(全 6 分野)

- ・環境と経済の好循環の実現 (グリーン経済成長の実現)
- ・地域経済循環の拡大 (地域活性化の実現)
- ・健康で心豊かな暮らしの実現
- ・ストックとしての国土価値の向上
- ・あるべき未来を支える技術の開発・普及 (環境技術の開発・普及)
- ・環境外交を通じた 22 世紀型パラダイムの展開